

# 【募集要項】

## 保育所の認可申請について (地方裁量型から保育所型認定こども園への移行)



平成30年6月  
松山市保健福祉部  
保育・幼稚園課

# 目次

1. 募集の概要 .....	2
(1) 応募事業者の要件 .....	2
(2) 募集対象事業 .....	2
(3) 認可基準等について .....	2
2. 応募手続きについて .....	2
(1) 応募書類提出の流れ .....	2
(2) 応募にあたっての留意事項 .....	3
(3) スケジュールについて .....	3
3. 選考方法 .....	3
4. その他注意事項 .....	4
5. 応募資格について .....	5

## 別紙

特定児童福祉施設等設置認可申請書及び添付書類記入要領

特定児童福祉施設等設置認可申請書 添付書類一覧

特定児童福祉施設等設置認可申請書

認可申請書の事前提出 チェック表

はじめに

松山市では、待機児童対策を市の重要施策として位置づけ、待機児童の解消を図るとともに、幼児教育・保育の質の向上を図っています。そこで、「子ども・子育て支援新制度」で新たに保育所の認可を受け、地方裁量型から保育所型認定こども園へ移行する事業者を募集します。

地方裁量型認定こども園以外からの認可については、今回の募集では新たに定員を確保する地区がないことから募集対象ではありませんので、ご注意ください。

## 1. 募集の概要

### (1) 応募事業者の要件

平成31年3月末までに施設整備を完了し、認可及び確認を受けて、平成31年4月1日までに開設すること。

「5. 応募資格について」をご確認ください。

### (2) 募集対象事業

#### ● 保育所

※今回の募集は地方裁量型から保育所型認定こども園へ移行する事業者の募集です。

### (3) 認可基準等について

① この要項のほか、下記の本市条例及び規則を参照してください。あわせて、国の児童福祉法、同施行令、同施行細則、各通知及び事務連絡も参照してください。

- 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

② 設置する施設については、以下の要件を満たすことが必要です。

(ア) 原則として土地・建物の登記等が適切に行われているとともに、安定的に運営が可能であること。

(イ) 建築確認済証及び検査済証等の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知等に基づいた手続き（用途変更等）が行えること。

## 2. 応募手続きについて

### (1) 応募書類提出の流れ

#### ① 申請書の事前提出

正式な認可申請前に、認可が得られる見込みがあるかどうかを確認するために、必ず下記のとおり「特定児童福祉施設等設置認可申請書」等を事前提出期間に提出してください。認可申請に必要なその他添付書類は事前提出の時点では不要です。

- 認可申請書の事前提出 チェック表
- 特定児童福祉施設等設置認可申請書（押印は不要です）
- 実施施設の図面（部屋の配置と有効面積が分かるもの）

期間：平成30年7月6日（金）まで ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：松山市役所別館2階 保健福祉部 保育・幼稚園課 運営指導担当(948-6224)

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

② 申請書の本提出

期間：平成30年8月6日（月）まで ※開庁日のみ

時間：午前9時から午後5時まで

場所：松山市役所別館2階 保健福祉部 保育・幼稚園課 運営指導担当(948-6224)

※前日までに電話連絡の上、直接持参してください。原則、郵送は不可とします。

※事前提出は必須です。（審査会の準備のため）

③ 提出書類

「特定児童福祉施設等設置認可申請 添付書類一覧」を確認の上、必要書類を提出してください。

(2) 応募にあたっての留意事項

① 別紙「特定児童福祉施設等設置認可申請書及び添付書類記入要領」を確認の上、申請書類の作成をお願いします。

② 締切り後の追加提出は認めません（市が提出を求めた場合を除く）。

(3) スケジュールについて

日 程	内 容
平成30年6月7日（木） ～7月6日（金）	認可申請書の事前提出期間
平成30年7月6日（金） ～8月6日（月）	認可申請書の本提出期間
平成30年9月上旬（予定）	松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 審査部会（ヒアリング等を実施）
平成30年9月下旬（予定）	事業者の内示・通知・公表
平成30年10月（予定）	松山市子ども・子育て会議（利用定員の仮協議）
平成30年11月（予定）	平成31年4月入園の案内及び申込受付
平成31年2月（予定）	松山市子ども・子育て会議（利用定員の協議）
平成31年3月（予定）	現地確認
平成31年4月	認可（事業開始）

3. 選考方法

(1) 書類審査

応募事業者から提出された事業計画その他の内容について書類審査を行い、認可基準を満たしているかを確認します。

(2) 審査会

松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会（以下「審査会」という。）による審査を行います。

① 書類審査

応募事業者から提出された事業計画その他の内容について、書類審査を行います。

② ヒアリング

書類審査後、応募事業者から提出された事業計画その他の内容について、プレゼンテーション及び質疑応答を行っていただきます。なお、ヒアリング審査の日時や会場等は、書類提出締切り後に各応募事業者あてに通知します。その際、審査会のための書類（申請書一式の副本）を10部ほど、両面コピーで求める予定です。

③ 評価

審査会で、審査項目に対して評価します。

(3) 市長への答申

審査会は、上記審査の結果を市長に答申します。

(4) 開設運営事業者の決定

市長は、書類審査の結果及び審査会の答申などを勘案し、事業計画が適切と認められる応募事業者を開設運営事業者として決定します。

(5) 選定結果の通知及び公表

結果については、速やかに応募事業者に対し通知するとともに公表します。公表する際は、松山市保育・幼稚園課のホームページで行います。

公表する際は、応募のあった全事業者の結果を公表しますが、決定者以外の名称は公表しません。

(6) 申請書類の公表

提出された申請書及び添付書類は、松山市情報公開条例に規定する公文書として取扱われ、開示請求があった場合原則として開示されます。

#### 4. その他注意事項

① 応募書類の提出をもって、本募集要項（別紙を含む）の記載内容及び条件をすべて承認したものとみなします。従って、疑問点がある場合は本申請を行う前に問い合わせてください。

② 誤字脱字等の修正を除き、原則として提出された書類の内容の変更は認めません。ただし、市が必要と認めたときには、追加・補正資料の提出、内容の再説明等を求める場合があります。

③ 法人の本部（本店）及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がありますので、その場合はご協力をお願いします。

④ 応募に係る一切の経費は、審査結果にかかわらず応募事業者の負担とします。提出された書類は返却しません。

⑤ 次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

ア 応募書類などが提出期限を遅れて提出された場合。（ただし、本市が必要に応じて追加資料の提出を求めた場合を除く。）

イ 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合。

- ウ 応募書類等に虚偽の記載があった場合。
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- オ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合。
- カ その他、関係法令及び本要項に違反すると認められる場合。
- ⑥ 本要項の記載内容については、国及び松山市の制度改正に伴い、変更する場合があります。
- ⑦ 事業の認可後に松山市が運営・保育内容・会計処理について指導を実施した場合には、その指導に従っていただきます。
- ⑧ 各施設・事業の認可は、松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会の審議を経て決定するため、場合によっては認可とならないことがあります。
- ⑨ 保育所の園長となる者は、申請時に必ず決めておく必要があり、やむを得ない事情がある場合を除き、決定後は園長の変更を認めません。
- ⑩ 保育所を新たに開設する場合、地域や利用者の利便性に配慮し、特定の地域に所在が偏らないように既存の施設と適切な距離を保つよう配慮が必要です。
- ⑪ 保育所の認可を受けるにあたり、事業拡大や工事等がある場合は、近隣住民への理解を十分に得ることを心がけてください。
- ⑫ 決定者の計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議の上認める場合があります。
- ⑬ 決定者は、提出書類に記載された事項に虚偽事項もしくは重大な違背行為があると認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。この場合、決定者がすでに要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。
- ⑭ 認可を受け、市の確認を経て事業を開始した後は、子ども・子育て支援新制度施設型給付を受けて運営することになりますので、公定価格の試算ソフトなどで、運営についてあらかじめシミュレーションされることをおすすめします。
- ⑮ 認可を受け、市の確認を受けると、認可基準の他に、運営に関する基準を満たす必要があります。（国の基準をもとに市の条例で規定しています。）
- 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
  - 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則
- ⑯ 保育所以外から保育所型認定こども園の認定を受ける場合は、保育所の認可が必要になりますのでご注意ください。
- ⑰ 内閣府ホームページで、本制度や公定価格に関するよくある質問と回答が掲載されていますので、そちらも参考にしてください。
- （内閣府ホームページ <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html>）

## 5. 応募資格について

- 松山市児童福祉法施行細則に基づく保育所の認可の応募書類の提出をする者は、次の（１）から（９）に掲げる要件をすべて満たすこととする。
- （１）保育事業に熱意と理解を持ち、事業所の運営を適切に行う能力を有するとともに、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。

- (2) 松山市の保育事業の一翼を担う事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (3) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び松山市の指導を遵守できること。
- (4) 「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」「松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則」を熟読し、理解すること。
- (5) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があることとし、次のアからエのいずれにも該当すること。
  - (ア) 原則として、保育所の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。ただし、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号）に定められた要件を満たしている場合には、「必要な経済的基礎がある」と取り扱って差し支えないこと。
  - (イ) 保育所の年間事業費の1/2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により保有していること。
  - (ウ) 直近の会計年度において、保育所を経営する事業以外の事業を営む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (6) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、当該保育所の経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
- (7) 社会福祉法人及び学校法人以外の者の場合は、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有することとし、次のア及びイのいずれにも該当するか、又はウに該当すること。
  - (ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等（保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営担当役員者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
  - (イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（保育所の運営に関し、当該保育所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
  - (ウ) 経営担当役員者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。
- (8) 児童福祉法第35条の⑤の第4項イからルのいずれにも該当しないこと。
- (9) 次のアからタのいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 松山市内において、都市計画法の制限または規制に違反している者。
  - (イ) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人その他団体。
  - (ウ) 県内に本店又は営業所等を有する法人その他の団体にあつては、県税を滞納している法人その他団体。
  - (エ) 松山市税を滞納している法人その他の団体。

- (オ) 松山市における指名停止措置等を申請期限の日から審査結果通知日までの間に受けている者。
- (カ) 暴力団(松山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団の利益となる活動を行う法人その他の団体。
- (キ) 役員等(法人にあつては役員及び経営に実質的に関与している者、その他の団体にあつてはその代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である法人その他の団体。
- (ク) 役員等が、自己、自団体若しくは第三者の不正の利益を凶る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている法人その他の団体。
- (ケ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している法人その他の団体。
- (コ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている法人その他の団体。
- (サ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人その他の団体。
- (シ) 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者。
- (ス) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
- (セ) 申請日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者。
- (ソ) 会社更生法の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者。
- (タ) 民事再生法の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者。